

1. 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制について
  - (1) 医療的ケアの必要な子どもの在籍状況について
  - (2) 対象児への支援体制について
  - (3) 関係部局との連携と支援体制について

**【答弁】**

1. 医療的ケアの必要な子どもの支援体制についての(1)から(3)につきましては関連しますので、一括してお答えいたします。

現在、本市では、医療的ケアを必要とする子どもが複数の学校において在籍しており、これらの子どもたちについては学校生活を送る上で、校内において導尿や吸引等の医療行為を必要としております。

本市では、医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校には、看護師資格を持つ特別介助員を配置し、医師の指示書に基づいて医療行為を実施しております。医療行為は主に休憩時間に実施しており、授業中につきましても様々な状況に対応できるよう、特別介助員が教室に入り込み、見守りや必要な医療行為を適宜行っております。また、登下校時には担当教員と保護者の方とが、子どもの健康状態の引き継ぎを行うなどの連携を図っております。

各学校では、特別介助員を講師として校内研修会を実施し、全ての教職員が子どもの障がいや病状、必要な医療行為について理解を深め、子どもや保護者にとって安全・安心な支援体制の構築に努めているところです。

また、医療的ケアの必要な子どもの就園、就学に関わっては、教育委員会が保健センターや保健所との連携を密にし、必要な教育的支援について把握することで、学校園における人的配置等、環境整備に努めているところです。

さらには、小中学校卒業時にも関係各課との連携により、保護者が進学に対して抱いている不安を解消するとともに、学校間の円滑な引き継ぎを行っております。とりわけ中学校卒業時には、高等学校等入学試験における配慮や進学後の看護師配置等の支援ニーズについて、本市の「つながるファイル」を活用し、進学先への丁寧な引き継ぎを図っているところです。

本市教育委員会といたしましては、すべての子どもが将来、社会で活躍していく力を身につけられるよう、一人一人の子どもに応じた適切な支援について研究を進めるとともに、医療的ケアの必要な子どもにとって学校園が安全・安心な学びの場となるよう、引き続き支援体制の構築に努めてまいります。